

**プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る
プラスチック使用製品製造事業者等による
設計認定申請の手引き
【家庭用化粧品容器】
(1.0 版)**

令和7年8月

目次

1. はじめに.....	6
1. 1 法の概要.....	6
1. 2 プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向について.....	6
1. 3 制度の概要.....	7
1. 4 認定の対象.....	9
1. 5 設計調査のフロー.....	10
1. 6 本手引きの位置づけ・目的.....	10
2. 設計認定の申請.....	12
2. 1 認定の申請の流れ.....	12
(1)申請書類の準備・事前相談.....	12
(2)申請書類の提出.....	12
(3)審査.....	13
(4)認定通知のタイミング.....	13
2. 2 プラスチック使用製品の設計認定に必要な書類.....	13
2. 3 プラスチック使用製品の設計認定に必要な書類に記入すべき事項.....	13
2. 4 シリーズ製品について.....	15
2. 5 その他(事務代行、手数料).....	15
(1)事務の代行.....	15
(2)手数料の支払方法、領収証書の添付.....	15
3. 認定の基準.....	16
(1)総合的な評価及び情報等の公表.....	17
(2)設計認定基準.....	17
(3)再生プラスチック・バイオマスプラスチックの調達に関する第三者証明について.....	24
4. 認定後に適用を受ける規定.....	25
(1)当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報の公表.....	25
(2)グリーン購入法における調達の配慮等.....	25
(3)産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証及び助成金交付.....	25
(4)報告徴収、立入検査、罰則等.....	26
5. 認定を受けた設計の変更手続(変更認定の申請／事後届出).....	27
6. 変更指示／認定の取消し.....	29
7. 廃止の届出.....	30
8. よくある質問と回答.....	31
9. 問合せ先.....	33

本手引きにおける用語の定義

用語	定義
再生材等の重量	PCR プラ、PIR プラ、バイオマスプラの総重量。PIR、PCR についてはリサイクル由来の割合を、バイオマスプラについては、バイオマス由来の割合をそれぞれ乗じた重量とする。
再生材等利用率 [%]	計算式: (Renewable 材料の重量) ÷ (製品樹脂量) × 100 [%] ただし、★★★基準の判定の際は再生材等の重量計算において、バイオマスプラの重量は加算しない。また、PIR の場合、リサイクル由来の割合を乗じた重量にさらに 0.5 を乗じた重量を加算する。
指定調査機関	主務大臣が設計調査の全部又は一部を行わせることができる者として指定する者
従来品	次のすべての要件を満たす製品をいう。 ① 自社が直近において、製造販売する製品であること。 ② 2001 年 4 月以降に販売が開始されていること。ただし、2001 年 4 月以降に環境に配慮して設計または仕様が変更された製品を含む。 ③ 認定申請時に販売していること、または認定申請時に販売が終了している場合には、設計に関する記録が保存されており、かつ販売していたことがカタログ等で証明できること。 ④ 認定申請製品と同じ品目であること。 ⑤ 認定申請製品と同等の機能を有すること。 ⑥ 認定申請製品と同等または類似の仕様であること。
主務大臣	経済産業大臣及びプラスチック使用製品設計指針に係るプラスチック使用製品の製造の事業を所管する大臣 ※「家庭用化粧品容器」では、経済産業大臣が主務大臣となる
製品樹脂量	キャップ、ラベル、スパウト、二次包材、付属品(販促品を除く)を含めた容器全体のプラスチック重量
設計調査	主務省令で定めるところにより、申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性について行う技術的な調査
設計認定	主務大臣が行うプラスチック使用製品の設計の認定

単位入れ目量当たりの樹脂量 [g/ml]	計算式：(製品樹脂量)÷(表示量)[g/ml]。 表示量 単位が[g]の場合は[g/g]
二次包材	お客様に販売される製品における、直接の容器を包 む包装
認定プラスチック使用製品	設計認定に係るプラスチック使用製品
認定プラスチック使用製品製造 事業者等	設計認定を受けたプラスチック使用製品製造事業者 等
バイオマスプラスチック	バイオマス資源を原料として、化学的および／または 生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。 ISO16620 1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(でんぷんや繊維、紙、等をフィラー として樹脂に混ぜるものは対象としない)。マスバラ ンス認証プラスチックを含む。なお、生分解性を有す るものはここでは対象外とする。
フィラー	フィラーとは：JIS K 6900 (335 filler 充てん材)に定 義される、「強さ、耐久性、作業特性又はその他の性 能を改質するため、又は価格を引下げるためにプラ スチックに加える比較的不活性な固体材料」ただし、 着色顔料として使用されるものは除く。
フィルム容器	内容物が同一な本体容器への詰替え・付替えを目的 としたフィルム製の容器
プラスチック	JIS K 6900(1994)に定める「プラスチック」と同義。必 須の構成成分として高重合体を含みかつ完成製品 への加工のある段階で流れによって形を与え得る材 料であること。
プラスチック使用製品	プラスチックが使用されている製品
プラスチック使用製品製造事業 者等	プラスチック使用製品の製造を業として行う者(その 設計を行う者に限る)及び専らプラスチック使用製品 の設計を業として行う者
プラスチック使用製品設計指針 (設計指針)	主務大臣が定める、プラスチック使用製品製造事業 者等が設計するプラスチック使用製品についてプラ スチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施する ためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべ き措置に関する指針
ボトル等容器	フィルム容器ではなく、内容物が同一な本体容器へ の詰替え・付替えを目的としたボトル等の容器
本体容器	詰替え・付替え製品が利用可能な容器
類似品	本手引きでは、次の①～③及び④～⑥のいずれか の要件を満たす製品をいう。 ①自社が直近において、製造販売する製品であるこ

	と。 ②2001 年 4 月以降に販売が開始されていること。ただし、2001 年 4 月以降に環境に配慮して設計または仕様に変更された製品を含む。 ③認定申請時に販売していること、または認定申請時に販売が終了している場合には、設計に関する記録が保存されており、かつ販売していたことがカタログ等で証明できること。 ④認定申請製品と同じ品目であること。 ⑤認定申請製品と同等の機能を有すること。 ⑥認定申請製品と同等または類似の仕様であること。 ※上記①～⑥に該当する自社製品が存在しない場合は、他社製品も可とする。
PCR	「Post Consumer Recycled」の略。JIS Q 14021 に定めるポストコンシューマ材料と同義
PIR	「Post Industrial Recycled」の略。JIS Q 14021 に定めるプレコンシューマ材料と同義

改定履歴

版数	改訂日付	改訂内容
1.0	－	初版。令和8年1月 24 日から施行。

1. はじめに

1.1 法の概要

海洋プラスチックごみ問題に加え、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進するため、2021 年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第 60 号。以下「法」といいます。)が成立しました。

法では、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組、3R+Renewable を促進するための措置を講じています。

「設計・製造段階」では、プラスチック使用製品製造事業者等がプラスチック使用製品の設計に当たって講ずべき措置に関して、「プラスチック使用製品設計指針」(プラスチック使用量の削減や部品の再使用、再生プラスチックの利用等)を定めています。

「販売・提供段階」では、特定プラスチック使用製品を提供する事業者が取り組むべき判断基準を定め、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組(目標の設定や提供方法・製品の工夫等)を求めています。

「排出・回収・リサイクル」段階では、①市区町村による分別収集・再商品化の取組(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第 112 号。以下「容器包装再商品化法」といいます。))に規定する指定法人への再商品化の委託、計画認定制度の創設等)、②プラスチック使用製品の製造・販売事業者等による自主回収・再資源化(計画認定制度の創設)、③排出事業者による排出の抑制及び再資源化等(排出の抑制や再資源化等の実施、計画認定制度の創設)を措置しています。

本制度では、このうち、「設計・製造段階」として、プラスチック使用製品製造事業者等を対象としたプラスチック使用製品の設計に当たって講ずべき措置のうち、設計認定に関する措置になります。

1.2 プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向について

「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」(令和4年経済産業省、環境省告示第2号。以下「基本方針」といいます。)において、下記のような内容をプラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向として定めております。

【プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針】

一 プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

プラスチック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewable の原則にのっとり、回避可能なプラスチックの使用については、過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、必要不可欠な使用については、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。そのため、下記の役割分担の下で各関係主体が積極的に取り組むものとする。

事業者は、①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して実施すること、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することに努めるものとする。

消費者は、①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること、③認定プラスチック

使用製品を使用することに努めるものとする。

国は、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用並びに研究開発の推進及びその成果の普及並びに教育活動及び広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講ずるよう努めるものとする。

市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県は、市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

このように資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることで、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するとともに、2050 年カーボンニュートラルを実現するために必要不可欠な循環経済への移行を戦略的に進める。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等を通じて、国内のプラスチックをめぐる資源及び環境の課題を解決するとともに、我が国の有する資源循環に関する優れた技術や環境基盤を国際展開し、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献するとともに、国内での資源循環を促進することが重要である。併せて、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長や雇用の創出などを図ることで、新たな成長の源泉としていくことを目指す。

「プラスチック資源循環戦略」で掲げた野心的なマイルストーン¹の達成を目指し、法に基づき、各関係主体は自らの取組及びその効果を適切に把握するとともに、情報を公開し、国は、当該取組を把握するとともに、全体としての進捗状況を可能な限り定量的に検証していく。

1.3 制度の概要

プラスチックに係る資源循環の促進に向けては、プラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含みます。）における3R+Renewable の取組が不可欠です。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類の工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要です。

本制度では、「プラスチック使用製品設計指針」において、あらゆるプラスチック使用製品の製造事業者等の皆様が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めました。

また、本指針に則した製品の設計のうち、特に優れた設計を主務大臣が認定する制度を創設しました。

国は、認定を受けた設計に基づき製造されたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）について、グリーン購入法上の配慮をすることやリサイクル設備を支援すること等により、認定プラスチック使用製品の利用を促していきます。

【プラスチック使用製品設計指針】

項目	内容	
(1) 構造	① 減量化 ・ できるだけ使用する材料を少なくすること。	② 包装の簡素化 ・ 過剰な包装を抑制すること
	③ 長期使用化・長寿命化 ・ 製品全体の耐久性を高めること ・ 繰返し使用に耐えるものとする	④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用 ・ 再使用が容易な部品を使用すること

¹ ①2030 年までにワンウェイプラスチックを累積 25%排出抑制すること、②2025 年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③2030 年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクルすること、④2035 年までに使用済プラスチックを 100%リユース、リサイクル等により有効利用すること、⑤2030 年までにプラスチックの再生利用を倍増すること、⑥2030 年までにバイオマスプラスチックを約 200 万トン導入すること。

	・ 部品を容易に交換できる構造とすること ・ 容易に修理することができるようにすること ⑤ 単一素材化等 ・ 製品全体又は部品ごとの単一素材化又は使用する素材の種類等を少なくすること ⑦ 収集・運搬の容易化 ・ 可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状及び構造とすること	と ・ 部品の再使用をすること ⑥ 分解・分別の容易化 ・ 部品ごとに容易に分解・分別できるようにすること(リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。) ・ 部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるようにすること ・ 使用されている材料の種類の表示を行うこと ⑧ 破碎・焼却の容易化 ・ 再使用又は再生利用が難しい部品等については、破碎や焼却の容易化に配慮すること
(2) 材料	① プラスチック以外の素材への代替 ・ プラスチック以外の素材に代替すること ③ 再生プラスチックの利用 ・ 再生プラスチックを利用すること	② 再生利用が容易な材料の使用 ・ 再生利用が容易な材料を使用すること ・ 材料の種類を減らすこと ・ 再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けること ④ バイオプラスチックの利用 「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、 ・ バイオマスプラスチックを利用すること ・ 生分解性プラスチックを利用すること
(3) 製品のライフサイクル評価	・ プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性その他の用途に応じて求められる性能並びに(1)構造及び(2)材料に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価すること	
(4) 情報発信及び体制の整	・ 企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等	

備	に、必要とされる範囲で、①製品の構造、②部品の取り外し方法、③製品・部品の材質名、④部品の交換方法、⑤製品・部品の修理方法、⑥製品・部品の破碎・焼却方法、⑦製品・部品の収集・運搬方法⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を記載すること ・ こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄又は修理・部品交換を行おうとする者等に対し、プラスチック使用製品の構造、部品の取り外し方法、プラスチックの種類等の情報を提供することができるような体制整備を図ること ・ 本指針に則した設計を実施するため必要な人員を確保すること ・ プラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うこと
(5)関係者との連携	・ プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者、再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国及び地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うこと
(6)製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守	・ 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施すること ・ 業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合には、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること

1. 4 認定の対象

(1)プラスチック使用製品

本制度の対象となるプラスチック使用製品とは、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものを指します。

ただし、プラスチック使用量を削減するために、プラスチック以外の素材に代替し、その結果プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が過半に至らない場合においても、認定の対象となり得るので、各指定調査機関にご相談ください(経済産業省にて判断します。)

なお、販売中又は認定日から6か月以内に販売予定の製品が対象となります。

【プラスチック使用製品設計指針(内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号)】

3 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、プラスチック使用製品の設計について、主務大臣による設計認定を受けることができることとしている。

また、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第六条第一項に規定す

る基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することとしている。

本認定制度の趣旨等に鑑み、「2 プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げるところにより、特に優れたプラスチック使用製品の設計について主務大臣が認定を行うこととする。

(2) 申請者

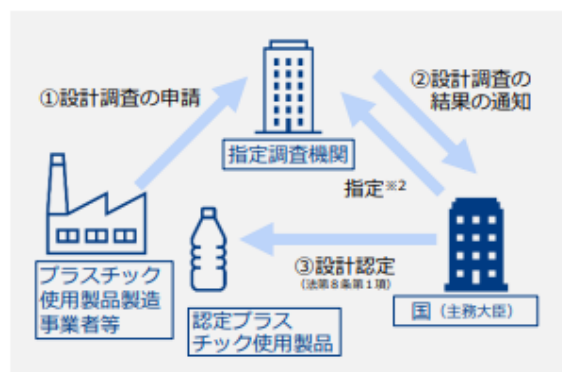
プラスチック使用製品の製造を業として行う者(その設計を行う者に限る)又はプラスチック使用製品の設計を業として行う者が、設計認定に関する申請書を作成し、主務大臣の認定を申請することができます。

1.5 設計調査のフロー

設計認定を受けようとする者は、法第8条第2項、第3項及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく設計認定及び指定調査機関に関する命令(令和4年1月19日内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「省令」といいます。)」第6条に掲げる申請書を作成し、主務大臣の認定を申請します。法第8条第2項に係る申請書は主務大臣へ、省令第6条に係る申請書は指定調査機関へそれぞれご提出ください。

また、認定を受けた設計を変更する場合は、その内容を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出することが必要です。

● 設計指針に適合した設計の認定制度(設計認定)



- ① プラスチック使用製品製造事業者等は、指定調査機関に設計調査の申請をします。
- ② 指定調査機関は、設計指針に適合しているか※1について設計調査を行い、設計調査の結果を国(主務大臣)に通知します。
- ③ 国(主務大臣)は設計調査の結果に基づき設計認定を行います。

※1 設計認定に係る適合基準に関しては、製品分野ごとに項目及び基準を別に定めることとしています。

※2 国(主務大臣)は、設計調査を行おうとする者の申請に基づき、指定調査機関として設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有する者を指定します。

1.6 本手引きの位置づけ・目的

本制度の申請のために必要な手続や、認定後に実施すべき措置等については、法並びに省令及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品設計指針(令和4年1月19日内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第1号。以下「告示」といいます。)」の関係規定に基づいて行われることとなります。

本手引きでは、これらの規定の内容を具体的に解説することにより、申請手続の円滑化を図ることを目的

としています。

2. 設計認定の申請

2.1 認定の申請の流れ

(1) 申請書類の準備・事前相談

設計認定を受けようとするプラスチック使用製品製造事業者等は、本手引きで、認定基準等を確認し、各製品分野における別添の様式により、設計認定の申請様式及び添付書類(以下「申請書類」といいます。)を準備してください。

申請書類の提出にあたっては、必要書類の確認等を行うため、提出の前に、以下のどちらかの指定調査機関(令和6年6月24日時点)までご相談ください。必要に応じて、書類の不備等の確認を行います。

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	問合せ先
公益財団法人廃棄物・3R 研究財団	東京都墨田区両国 3-25-5	電話: 03-6659-5507 HP: 【問合せ用】 https://www.jwrf.or.jp/form/toiawase.html 【新規申請(事前確認)申込用】 https://www.jwrf.or.jp/form/shinki_shinsei.html 【更新申請(事前確認)申込用】 https://www.jwrf.or.jp/form/koushin_shinsei.html
一般財団法人ボーケン品質評価機構	大阪府大阪市港区 築港 1-6-24	電話: 06-6577-0031 メールアドレス: https://qnf.f.msgs.jp/webapp/form/21310_qnfb_751/index.do HP: https://www.boken.or.jp/

(2) 申請書類の提出

申請に必要な書類の準備が整った後に、申請書類を原則として電子データで提出してください。

電子データでの提出が難しい場合は、各指定調査機関の問合せ先にご相談ください。

① 電子データで提出する場合【原則】

以下のどちらかの指定調査機関宛てにご提出ください。なお、その際、メールの CC に経済産業省イノベーション・環境局 GX グループ資源循環経済課 <bzl-system-plastic@meti.go.jp> を追加してください。

ファイルを提出する際は、各指定調査機関の HP を参照してください。

指定調査機関の名称	提出先
公益財団法人廃棄物・3R 研究財団	plastic-shinsei@jwrf.or.jp
一般財団法人ボーケン品質評価機構	https://qnf.f.msgs.jp/webapp/form/21310_qnfb_751/index.do

② 書面で提出する場合

各指定調査機関のお問合せ先にご相談ください。

(3) 審査

申請書類に不備がない場合は受理し、審査を開始します。

審査では、認定を受けようとするプラスチック使用製品の設計が認定基準に適合しているか等の確認を、提出された申請書類等により行います。

新規申請の認定に係る標準処理期間は3ヶ月です。審査の進捗等に係るご連絡はいたしませんので、指定調査機関からの連絡をお待ちください。なお、標準処理期間は申請書類の受理から認定日までの期間であり、申請書類の受理後書類の不備が発覚した場合の補正期間は含まれません。

(4) 認定通知のタイミング

原則、主務大臣による認定通知のタイミングは、指定調査機関の審査完了の翌月1日より第3営業日以内(月初に審査完了した場合)又は、翌々月の1日より第3営業日以内(月末に審査完了した場合)となります。

2. 2 プラスチック使用製品の設計認定に必要な書類

プラスチック使用製品の設計認定を申請するには、申請書(様式第1、様式第3)に加えて01 から06 までの添付書類及び添付様式が必要です。

【プラスチック使用製品の設計認定の申請に必要な書類の一覧】

書類名		チェックリスト
申請書		
様式第1	認定申請書	
様式第3	設計認定に係る設計調査申請書	
添付書類		
01	申請者情報	
02	製品情報	
03	同一で申請を受けようとするシリーズ製品情報	
04	(主務大臣宛)誓約書	
05	(指定調査機関宛)誓約書	
06	設計指針への適合	
添付様式	再生プラスチック又はバイオマスプラスチックに関する情報	

2. 3 プラスチック使用製品の設計認定に必要な書類に記入すべき事項

プラスチック使用製品の設計認定を申請するには、以下の書類が必要です。別添の記入例に従って、記入してください。

書類	説明
申請書 様式第1	● 申請者の氏名等、必要事項を記入してください。なお、各欄にその記載事項の全てを記入することができない

	ときは、適宜、別紙や添付資料を添付し、その旨を記載してください。
申請書 様式第3	● 申請者の氏名等、必要事項を記入してください。なお、各欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、適宜、別紙や添付資料を添付し、その旨を記載してください。
添付書類 01_申請者情報	● 申請者や担当者の氏名等、必要事項を記入してください。
添付書類 02_製品情報	● プラスチック使用製品の名称等、必要事項を記入してください。なお、各欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、適宜、別紙や添付資料を添付し、その旨を記載してください。 ● 販売予定を選択した場合は、販売時期を記入してください。なお、認定日から6か月以内に販売する製品が対象となります。
添付書類 03_同一で申請を受けようとするシリーズ製品情報	● 様式に記載されているシリーズ製品としての根拠を確認し、該当する場合は、認定を受けようとするプラスチック使用製品の名称や品番等を記入してください。
添付書類 04_(主務大臣宛)誓約書	● 申請者が当該当該プラスチック使用製品の設計または製造の責任者として、提出する認定申請書の記載事項に事実と相違ない旨を主務大臣に誓約してください。
添付書類 05_(指定調査機関宛)誓約書	● 申請者が当該当該プラスチック使用製品の設計または製造の責任者として、提出する認定申請書の記載事項に事実と相違ない旨を指定調査機関代表者に誓約してください。
添付書類 06_設計指針への適合	● 製品分野ごとに別に定めた様式に沿って、必要事項を記入してください。
添付様式	● 再生プラスチックやバイオマスプラスチックに関する情報を記入してください。

【法第8条】(プラスチック使用製品の設計の認定)

法第8条 プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定(以下「設計認定」という。)を受けようとするプラスチック使用製品製造事業者等は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該プラスチック使用製品の名称及び用途

3 前項の申請書には、当該プラスチック使用製品の設計を記載した書類その他主務省令で定める書類を添付しなければ

ばならない。

【省令第1条】(設計認定の申請)

第1条 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「法」という。)第八条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

【省令第2条】(設計認定の申請書に添付すべき書類)

第2条 法第八条第三項の主務省令で定める書類は、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していることを説明した書類とする。

2.4 シリーズ製品について

シリーズ製品の要件は下記5つとなります。5つの項目を全て満たした場合、シリーズ製品としてまとめて申請が可能です。

- ① 形状が同一である。
- ② プラスチックの原材料が同一である。
- ③ プラスチックの使用重量が同一である。
- ④ 用途が同一である。
- ⑤ 設計認定基準への適合内容が同一である。

2.5 その他(事務代行、手数料)

(1)事務の代行

申請に係る事務手続については、行政書士等にその事務の代行を依頼することができますが、申請内容の確認については、専門的な内容まで及びます。申請者には、当該申請に係る一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていることや処理を適確に行うに足る知識及び技能を有すること等が求められますので、指定調査機関との事前確認の打合せ等には、申請者の主体的な参加が求められます。

(2)手数料の支払方法、領収証書の添付

指定調査機関が行う設計調査を受けようとする事業者は、法第26条第2項に基づき、認定された申請手数料を当該指定調査機関に納付する必要があります。なお、指定調査機関の申請手数料は、主務大臣の認可を受けて定めております。詳しくは、指定調査機関のHPでご確認ください。

3. 認定の基準

申請したプラスチック使用製品の設計は、指定調査機関が設計調査を行った結果、以下の(1)、(2)の全ての事項に適合すると主務大臣が認めるときに、認定されます。

事項	概要
(1) 総合的な評価及び情報等の公表	● プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組として、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら合理的に決定した当該取組の考え方等を公表していること。 ※現時点では「従来品と比較した際の石油由来のプラスチック使用量の削減量」を公表していただくこととします。
(2) 基準への適合	● 同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。 ※詳細は下記設計認定基準をご参照ください。

【法第7条第1項】

第7条 主務大臣は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者(その設計を行う者に限る。)及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者(以下「プラスチック使用製品製造事業者等」という。)が設計するプラスチック使用製品についてプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針(以下「プラスチック使用製品設計指針」という。)を定めるものとする。

【告示第1号】(3 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項)

プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、プラスチック使用製品の設計について、主務大臣による設計認定を受けることができることとしている。

また、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるように十分に配慮することとしている。

本認定制度の趣旨等に鑑み、「2 プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、プラスチック使用製品の全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又

は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げるところにより、特に優れたプラスチック使用製品の設計について主務大臣が認定を行うこととする。

(1) 総合的な評価及び情報等の公表

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組として、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら合理的に決定した当該取組の考え方等を公表していること。

(2) 基準への適合

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、プラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。

なお、本指針並びにプラスチック使用製品の用途等を考慮して製品分野ごとに別に定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けることとする。

認定は、最新の業界動向を基に定められている設計認定基準に適合するプラスチック使用製品に対してなされるものであって、設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しないものとなったと主務大臣が認めるときは、法第9条第5号に定める認定を取り消し得る事由に該当します。

(1) 総合的な評価及び情報等の公表

総合的な評価及び情報等の公表における「従来品又は類似品と比較した際の石油由来のプラスチック使用量の削減量」の比率は以下の算出式により算出してください。

$$A = \frac{B/C - D/E}{B/C}$$

A:「従来品又は類似品と比較した際の石油由来のプラスチック使用量の削減量」の比率

B: 従来品又は類似品における石油由来のプラスチック使用量 (g)

C: 従来品又は類似品の表示容量 (ml)

D: 設計認定を受けようとする製品における石油由来のプラスチック使用量 (g)

E: 設計認定を受けようとする製品の表示容量 (ml)

なお、設計認定を受けようとする製品に従来品が存在しない場合は、設計認定を受けようとする製品に類似した同社の製品(類似品)を従来品と見なします。

類似品を選択される場合は、カタログ等、類似品の詳細がわかる書類を申請様式に添付してください。

(2) 設計認定基準

本設計認定基準の対象となる製品は、家庭用化粧品容器のうち、シャンプー・リンス、ボディーウォッシュ、ハンドソープ容器となります。追加の認定基準については、業界動向等を踏まえ、引き続き検討していきます。

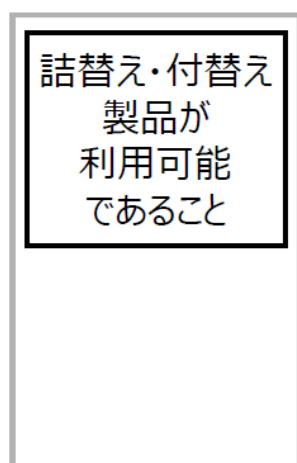
家庭用化粧品容器の設計認定基準は、「本体容器」、「ボトル等容器」、「フィルム容器」別に定めた以下の2つの要求事項を満たすことです。

要求事項	概要
1.	詰替え・付替え製品が利用可能であること。
2.	「減量化基準」、「再生材等の利用率」、「リサイクル性の向上」の項目から、異なる領域で★★★1項目且つ★★1項目を満たすこと。

【詰替え・付替え】

要求事項 1

必ず満たすこと



【3R】

要求事項 2

下記項目から、異なる領域で★★★1項目&★★1項目を満たすこと



○本体容器

本体容器の設計認定基準は、以下の(i)～(vi)の要件のいずれかを満たすことです。

(i) 「減量化★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第1項

一 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 当該容器一個あたりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・四〇グラム毎ミリリットル以下であること。
- ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一の a)の 1)に適合する再生プラスチック(以下「プレコンシューマ材料」という。)の重量に〇・五を乗じて得た重量及び日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一の a)の 2)に適合する再生プラスチック(以下「ポストコンシューマ材料」という。)の重量の合計の割合が五十パーセント以上であること。

(ii) 「減量化★★」及び「リサイクル性★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第1項

二 次のイからチまでを満たすこと。

イ 前号イを満たすこと。

ロ 当該容器(キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。)には、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)第3A1から7まで及びD2に適合するポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン又はポリプロピレンのいずれかを使用し、それ以外の原料を使用していないこと。

ハ 当該容器(キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。)の原料は、それぞれ分離できること。

ニ 日本産業規格K六九〇〇に適合する充填材を使用していないこと。

ホ ポリエチレン又はポリプロピレンを使用する場合は、当該容器一個当たりのそれらのプラスチックの比重は〇・九七グラム毎立方センチメートル未満とすること。

ヘ 当該容器(キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。)の原料としてポリエチレンテレフタレートを使用する場合は着色をせず、ポリエチレン又はポリプロピレンを使用する場合は着色をしない又は白色に着色すること。

ト 当該容器(キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。)には、印刷(レーザーによる印字を除く。)を施さないこと。

チ キャップ、ディスペンサー、包装及び附属品は分離することができること。

(iii) 「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★★」及び「リサイクル性★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第1項

三 第一号ロ及び前号ロからホまでを満たすこと。

(iv) 「減量化★★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第1項

四 次のイ及びロを満たすこと。

イ 当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・一二五グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチック(動植物に由来する有機物である資源(化石資源を除く。)を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。)の重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

(v) 「リサイクル性★★」及び「減量化★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第1項

五 第二号ロからホまで及び前号イを満たすこと。

(vi) 「リサイクル性★★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第1項

六 第二号ロからチまで及び第四号ロを満たすこと。

○ボトル等容器

ボトル等容器の設計認定基準は、以下の(i)～(vi)の要件のいずれかを満たすことです。

(i) 「減量化★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第2項

一 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 当該容器一個あたりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇八〇グラム毎ミリリットル以下であること。
- ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料の重量に〇・五を乗じて得た重量及びポストコンシューマ材料の重量の合計の割合が六十パーセント以上であること。

(ii) 「減量化★★」及び「リサイクル性★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第2項

二 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 前号イを満たすこと。
- ロ 前項第二号ロからチまでを満たすこと。

(iii) 「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★★」及び「リサイクル性★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第2項

三 前項第二号ロからホまで及び第一号ロを満たすこと。

(iv) 「減量化★★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第2項

四 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 当該容器一個あたりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇五五グラム毎ミリリットル以下であること。
- ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が十五パーセント以上であること。

(v) 「リサイクル性★★」及び「減量化★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第2項

五 前項第二号ロからホまで及び前号イを満たすこと。

(vi) 「リサイクル性★★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第2項

六 前項第二号ロからチまで及び第四号ロを満たすこと。

○フィルム容器

フィルム容器の設計認定基準は、以下の(i)～(vi)の要件のいずれかを満たすことです。

(i) 「減量化★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第3項

一 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 当該容器一個あたりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇五〇グラム毎ミリリットル以下であること。
- ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料の重量に〇・五を乗じて得た重量及びポストコンシューマ材料の重量の合計の割合が十五パーセント以上であること。

(ii) 「減量化★★」及び「リサイクル性★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器の設計認定基準】告示第百十三号第3項

二 次のイからニまでを満たすこと。

- イ 前号イを満たすこと。
- ロ アルミニウムはくを使用していないこと。
- ハ 当該容器(キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。)には、食品、添加物等の規格基準第3A1から7まで及びD2に適合する原料を使用すること。
- ニ フィルムの各層は単一の種類のプラスチックを使用し、再資源化が可能であること。

(iii) 「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★★」及び「リサイクル性★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準(経済産業省告示第百十三号)】第3項

三 第一号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。

(iv) 「減量化★★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器の設計認定基準】告示第百十三号第3項

四 次のイ及びロを満たすこと。

- イ 当該容器一個あたりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇二三グラム毎ミリリットル以下であること。
- ロ 当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が五パーセント以上であること。

(v) 「リサイクル性★★」及び「減量化★★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器の設計認定基準】告示第百十三号第3項

五 第二号ロ及びハ並びに前号イを満たすこと。

(vi) 「リサイクル性★★★」及び「再生プラスチック・バイオマスプラスチックの利用★★」を満たすこと。

【家庭用化粧品容器の設計認定基準】告示第百十三号第3項

六 第二号ロからニまで及び第四号ロを満たすこと。

【補足説明】

要求事項1では、認定を受けようとする家庭用化粧品容器が詰替え・付替え可能な設計になっていることが求められます。詰替え・付替え可能な設計になっているが、実際には市場に詰替え・付替え製品が存在しないような場合は認定の対象外となります。

要求事項2では、「減量化基準」、「再生材等の利用率」、「リサイクル性の向上」の項目から、異なる領域で★★★1項目且つ★★1項目を満たすことが求められます。

●減量化基準について

＜本体容器＞

難易度	概要
★★	単位入れ目量当たりの樹脂量 ^{※1} が <u>0.400 g/ml</u> ^{※2} 以下であること。
★★★	単位入れ目量当たりの樹脂量 ^{※1} が <u>0.125 g/ml</u> ^{※2} 以下であること。

＜ボトル容器＞

難易度	概要
★★	単位入れ目量当たりの樹脂量 ^{※1} が <u>0.080 g/ml</u> ^{※2} 以下であること。
★★★	単位入れ目量当たりの樹脂量 ^{※1} が <u>0.055 g/ml</u> ^{※2} 以下であること。

＜フィルム容器＞

難易度	概要
★★	単位入れ目量当たりの樹脂量 ^{※1} が <u>0.050 g/ml</u> ^{※2} 以下であること。
★★★	単位入れ目量当たりの樹脂量 ^{※1} が <u>0.023 g/ml</u> ^{※2} 以下であること。

※1: キャップ、ラベル、スパウト、二次包材、付属品（販促品を除く）を含めた容器全体に適用する。

※2: 表示量単位が[g]の場合は、[g/g]とする。

●再生材等の利用率について

＜本体容器＞

難易度	概要
★★	PCR、PIR、バイオマス ^{※1} を 10%以上利用すること。PCR・PIR、PCR・バイオマス、PIR・バイオマス、PCR・PIR・バイオマスの合算で 10%以上も可とする。
★★★	PCR、PIR を 50%以上利用すること ^{※2} 。PCR・PIR の合算で 50%以上も可とする。ただし、PIR の場合は比率 0.5 とする。

＜ボトル容器＞

難易度	概要
★★	PCR、PIR、バイオマス ^{※1} を 15%以上利用すること。PCR・PIR、PCR・バイオマス、PIR・バイオマス、PCR・PIR・バイオマスの合算で 15%以上も可とする。
★★★	PCR、PIR を 60 %以上利用すること ^{※2} 。PCR・PIR の合算で 60%以上も可とする。ただし、PIR の場合は比率 0.5 とする。

＜フィルム容器＞

難易度	概要
★★	PCR、PIR、バイオマス※ ¹ を5%以上利用すること。PCR・PIR、PCR・バイオマス、PIR・バイオマス、PCR・PIR・バイオマスの合算で5%以上も可とする。
★★★	PCR、PIRを15%以上利用すること※ ² 。PCR・PIRの合算で15%以上も可とする。ただし、PIRの場合は比率0.5とする。

※1: バイオマス度で算出すること。

※2: バイオマス利用率は、技術的側面を踏まえて設定しない。

●リサイクル性の向上について

＜本体容器、ボトル容器＞

難易度	概要
★★	● ボトルが食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第370号)に定める要件※¹を満足するPET、PE、PPのいずれかで構成されていること。 ● ボトル本体が単一素材に分離可能であること。 ● フィラーを含まないこと。 ● PE、PPは比重0.97g/cm³未満であること。
★★★	上記に加えて、 ● ボトルがPETであれば無着色、PE又はPPであれば無着色又は白であること。 ● 容器への直接印刷がないこと※²。 ● ラベル等はリサイクル時に剥離・分離することができること※³。 ● キャップなどの付属品を取り外せること※⁴。

※1: リサイクル後の最低限の安全性を担保するために設定。必須項目は告示370号第3のAの1～7、告示370号第3のDの2。

※2: 製造所固有記号・ロット印字等の微細な表示やレーザー印字などのインキを使用しない印刷は除く。

※3: 化粧品や医薬部外品の表示に関しては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に従い、表示要件を満たすことが求められていることに引き続き留意し、使用完了までは固着されていること。

※4: 飾りパーツ、肩カバー、底カバーなどのすべての付属品。

<フィルム容器>

難易度	概要
★★	● アルミ箔を使用していないこと。 ● 食品、添加物等の規格基準(厚生省告示第 370 号)に定める要件※¹を満足する材料で構成されていること。
★★★	上記に加えて、 ● 単一素材とみなせる構成であること※²。

※1:リサイクル後の最低限の安全性を担保するために設定。必須項目は告示370 号第 3 の A の 1～7、告示 370 号第 3 の D の 2。

※2:ポリオレフィン(PP、PE の積層)は許容するが、各層は PE、PP 単体で構成されており、それぞれがリサイクル可能であること。

バリア層として SiO_x 蒸着、AlO_x 蒸着のコーティングは可。

Cl 元素を含まないコーティングは可。(アルミ蒸着や EVOH 等の樹脂バリア層は不可)

(3)再生プラスチック・バイオマスプラスチックの調達に関する第三者証明について

指定調査機関が設計調査を進める中で、再生プラスチックやバイオマスプラスチックの調達に関して、発注者が作成する仕様書や納入事業者からの使用証明書の提出を求める場合があります。申請者のお手元で保管いただくようお願いします。

4. 認定後に適用を受ける規定

(1) 当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報の公表

製品を購入する者の便宜に資するとともに、4. (3) の支援措置の対象を明らかにするために、主務大臣は認定を受けたプラスチック使用製品の情報を公表するものとしています。

【法第8条第6項】(プラスチック使用製品の設計の認定)

第8条 1～5(略)

6 主務大臣は、設計認定をしたときは、当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。

(2) グリーン購入法における調達の配慮等

認定を受けたプラスチック使用製品は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。本手引きでは「グリーン購入法」という)における調達についての配慮等を受けることができます。

【法第 10 条】(認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等)

第 10 条 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品(以下「認定プラスチック使用製品」という。)の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。

(3) 産業廃棄物処理事業振興財団による債務保証及び助成金交付

法第 54 条に基づき、認定プラスチック使用製品製造事業者等は、以下の資金に係る債務保証又は助成金交付を、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備に関する法律(平成4年法律第 62 号)第 16 条第 1 項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団から受けることができます。

- ① 認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造(その全部又は一部が産業廃棄物の処理に該当するものに限ります。)の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借り入れに係る債務を保証する。
- ② 認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品に関する研究開発(産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限ります。)に必要な資金に充てるための助成金を交付する。

【法第 54 条】(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例)

第 54 条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成4年法律第 62 号)第 16 条第 1 項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団(次項において「振興財団」という。)は、同法第 17 条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一 次に掲げる資金の借入れに係る債務を保証すること。

イ 認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品の製造(その全部又は一部が産業廃棄物の処理に該当するものに限る。)の用に供する施設の整備の事業に必要な資金

二 次に掲げる資金に充てるための助成金を交付すること。

イ 認定プラスチック使用製品製造事業者等が行う認定プラスチック使用製品に関する研究開発(産業廃棄物の処理に

関する新たな技術の開発に資するものに限る。)に必要な資金

三 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(4)報告徴収、立入検査、罰則等

主務大臣は認定制度を適正に運営する観点から、プラスチック使用製品が認定の基準に適合しているかを適確に把握するため、この法律の施行に必要な限度において、認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、認定プラスチック使用製品に係る業務の状況に関し報告させることがあります。

また、認定プラスチック使用製品製造事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

なお、報告が求められた場合であって、報告をしなかった、若しくは虚偽の報告をした場合、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合、当該行為をした者は 30 万円以下の罰金が科されます。

【法第 55 条】(報告の徴収)

第 55 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、認定プラスチック使用製品の設計の業務の状況に関し報告させることができる。

2～7(略)

【法第 56 条】(立入検査)

第 56 条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定プラスチック使用製品製造事業者等、再商品化実施者、認定自主回収・再資源化事業者又は認定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～5(略)

【法第 64 条】

第 64 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第 55 条第1項、第4項(認定市町村に係る部分を除く。)、第5項又は第7項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第 56 条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

5. 認定を受けた設計の変更手続(変更認定の申請／事後届出)

【法第8条】(プラスチック使用製品の設計の認定)

第8条 プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定(以下「設計認定」という。)を受けようとするプラスチック使用製品製造事業者等は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該プラスチック使用製品の名称及び用途

3 前項の申請書には、当該プラスチック使用製品の設計を記載した書類その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、設計認定の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。

5 主務大臣は、設計認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査を行うものとする。

6 主務大臣は、設計認定をしたときは、当該設計認定に係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。

【法第9条】(変更の認定等)

第9条 設計認定を受けたプラスチック使用製品製造事業者等(以下「認定プラスチック使用製品製造事業者等」という。)は、当該設計認定に係る設計を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、設計の変更の内容を記載した書類その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 前条第四項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

4 認定プラスチック使用製品製造事業者等は、前条第二項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

【省令4条】

(設計認定の変更の認定等)

第四条 法第九条第二項の設計の変更の内容を記載した書類は、様式第二によるものとする。

2 法第九条第二項の主務省令で定める書類は、第二条に規定する書類(法第八条第二項の申請書又は法第九条第二項の設計の変更の内容を記載した書類に添付して提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。)とする。

設計認定に係る設計を変更しようとする場合、以下の通り、当該変更の内容に応じて、必要な手続きを行わなければなりません。

認定プラスチック使用製品設計の記載事項
変更する前に、主務大臣の認定を受ける必要がある事項
①設計認定に係る設計の変更
変更した場合、変更日から 30 日以内に主務大臣に届出を提出する必要がある事項
② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
③ 当該プラスチック使用製品の名称及び用途
④ 設計の変更を伴わないシリーズ製品の追加
変更申請／変更届出が不要となる変更
氏名・住所・所属・連絡先等担当者情報

【補足説明】

変更認定が必要な事項は「変更認定申請書」及び「変更の認定に係る設計調査申請書」に、別添の記入例を参考に記入してください。

また、認定申請時の提出資料に変更がある場合は、当該資料の変更前のものと変更後のものも添付して、提出してください。その際、変更箇所を着色し、欄外に色毎の説明を記入していただく等、変更箇所が分かるようにしてください。

変更認定の申請の方法は、「2 2. 1 認定の申請の流れ」をご参照ください。

なお、プラスチック使用製品の設計変更に係る変更申請の場合、指定調査機関で再度設計調査を行うため、変更手数料が発生します。変更申請に係る手数料の詳細は、各指定調査機関にお問合せください。プラスチック使用製品の設計変更を伴わない変更届出等については手数料は発生しません。

6. 変更指示／認定の取消し

主務大臣が、設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、その改善を指示し、又は当該設計認定を取り消される場合があります。

なお、設計認定が取り消された場合は、その取消しに係るプラスチック使用製品の情報が公表されます。

【法第9条】(変更の認定等)

第9条 1～4(略)

5 主務大臣は、設計認定に係る設計がプラスチック使用製品設計指針に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定プラスチック使用製品製造事業者等に対し、その改善を指示し、又は当該設計認定を取り消すことができる。

6 主務大臣は、前項の規定により設計認定を取り消したときは、その取消しに係るプラスチック使用製品の情報を公表するものとする。

7. 廃止の届出

【省令第5条】

（認定プラスチック使用製品を製造しなくなった場合の届出）

第五条 認定プラスチック使用製品製造事業者等は、認定プラスチック使用製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければならない。

【補足説明】

認定プラスチック使用製品製造事業者等は、認定プラスチック使用製品を製造しなくなったときは、その旨を速やかに主務大臣に届け出なければなりません。

別添の記入例に従って、「認定プラスチック使用製品廃止届出書（要確認）」を作成し、主務大臣宛てに提出してください。申請の方法は、「2 2. 1 認定の申請の流れ」をご参照ください。

8. よくある質問と回答

Q. 設計認定を受けるとどのようなメリットがありますか。

A. 設計認定を受けることで、当該設計に基づいて設計されるプラスチック使用製品について、グリーン購入上の配慮やリサイクル設備の支援等が得られます。

Q. ブランドオーナーだけでなく容器包装など汎用的に利用されている製品等の製造事業者も、設計認定の申請をすることは可能ですか。

A. 申請者は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る）又はプラスチック使用製品の設計を業として行う者に限られます。

Q. プライベートブランドの製造を受ける場合も申請はプラスチック使用製品製造事業者等が行う形でしょうか。

A. 申請者は、プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る）又はプラスチック使用製品の設計を業として行う者に限られますので、プライベートブランドの製造を受ける場合も申請はプラスチック使用製品製造事業者等が行ってください。

Q. 『再生プラスチックやバイオマスプラスチックの調達に関して、発注者が作成する仕様書や納入事業者からの使用証明書の提出を求める場合があります。』の“納入事業者”は商品を生産/納入している直近工場を示すのか、プラスチックの納入事業者を示すのかどちらでしょうか。

A. プラスチックの納入事業者となります。

Q. 輸入品のプラスチック使用製品は設計認定の対象となりますか。

A. 輸入品であっても、製品の設計をしている事業者は、申請の対象となります。

Q. 認定を受けた場合、認定の有効期限はありますか。

A. 認定の期限は設けておりません。

Q. マスバランス方式を取り入れることは可能ですか。

A. マスバランス方式を取り入れていただいても構いません。ただし、バイオマスプラスチックに関しては、非生分解性プラスチックに限ります。

Q. 認定を受けたプラスチック使用製品設計の内容を変更する場合、手続きは必要ですか。

A. 認定を受けた事業者は、プラスチック使用製品設計を変更する場合、変更の認定の申請を行う必要があります。なお、変更の内容に応じて、手数料が発生します。手数料については、各指定調査機関にお問い合わせください。

Q. 設計変更を伴わないシリーズ製品の追加はどのように対応するのですか。

A. 変更届出の手続きをしてください。詳細は「5. 認定を受けた設計の変更手続（変更認定の申請／事後届出）」をご参照ください。

Q. 単一の種類のプラスチックと見なせる基準はありますか。

A. 90%以上同一のプラスチックで構成されているのであれば、単一の種類のプラスチックと見なします。

Q. 厚生省告示第 370 号への適合性については、積層材料の場合には接着層も含め全ての層が対象となりますか。

A. リサイクル後の最低限の安全性を担保するために設定しております、接着層も含めて全ての層が厚生省告示第 370 号へ適合していることが求められます。

Q. 「単位入れ目量当たりの樹脂量」の単位は何になりますか。

A. 製品樹脂量(g)を表示量(ml)で除して得た値となるため、(g/ml)となります。ただし、表示量の単位が(g)の場合は、(g/g)となります。

9. 問合せ先

設計認定制度の申請手続きに係る問合せ先

○公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5

公益財団法人 廃棄物・3R 研究財団 資源循環調査センター

電話 03-6659-5507(直通)

問合せフォーム: <https://www.jwrf.or.jp/form/toiawase.html>

○一般財団法人ボーケン品質評価機構

〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24

一般財団法人ボーケン品質評価機構 大阪認証・分析センター

電話 06-6577-0031

HP <https://www.boken.or.jp/>

本制度に係る問合せ先

○経済産業省

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 イノベーション・環境局 GX グループ 資源循環経済課

電話 03-3501-4978(直通)

MAIL bzl-system-plastic@meti.go.jp